

転出届に関連する主な手続き

●各手続きを代理人が行う場合、下記の「必要なもの」以外に委任状や代理人の本人確認書類などが必要となることがありますので、事前に各担当課にお問い合わせください。

令和5年4月1日 阪南市役所市民部市民課作成

分類	該当	完了	対象者	手続き	必要なもの	担当課
住民登録等			国外へ転出する方	転出届の際、「マイナンバーカード」又は「通知カード」を返納してください。		<1階①③④⑤> 市民課
			印鑑登録をしている方	<input type="checkbox"/> カードの返還 ※転出予定日で自動的に登録廃止になります。	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	
			戸籍について相談したい方	<input type="checkbox"/> 転籍届、婚姻届、離婚届など	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
税金			市税(市府民税、固定資産税、軽自動車税等)の課税のある方、又はこれから課税のある方	<input type="checkbox"/> 納税通知の送付先の届	<input type="checkbox"/> 印鑑 ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑥⑦⑧> 税務課
			原動機付自転車(125cc以下)を所有している方	<input type="checkbox"/> 名義変更又は抹消登録(廃車)	<input type="checkbox"/> 所有者、使用者及び届出者の印鑑 <input type="checkbox"/> ナンバープレート(抹消又は廃車の場合) <input type="checkbox"/> 登録申告済証(標識交付証明書)	
国民健康保険 ・国民年金等			国民健康保険に加入している方	<input type="checkbox"/> 被保険者証の返還 ※転入届の際、加入の申出をしてください。	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証	<1階⑩> 保険年金課
				【70歳から74歳までの方】 <input type="checkbox"/> 高齢受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 高齢受給者証	
				【就学のため転出する方】 <input type="checkbox"/> 引き続き阪南市の被保険者証を使う手続き	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在学証明書又は学生証	
			【住所地特例で転出する方】 <input type="checkbox"/> 引き続き阪南市の被保険者証を使う手続き	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 施設等の入居証明書		
			国民年金第1号被保険者で国外へ転出する方	<input type="checkbox"/> 資格喪失届 <input type="checkbox"/> 任意加入手続き(希望する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 年金手帳(基礎年金番号通知書) <input type="checkbox"/> 加入者名義の預貯金等通帳、金融機関届出印	
		後期高齢者医療保険に加入している方	<input type="checkbox"/> 被保険者証の返還 ※府外に転出する方には、「負担区分証明書」を交付しますので新住所地に提出してください。65歳以上で障害認定を受けている方には、「障害認定証明書」も交付します。	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証		
			<input type="checkbox"/> 保険料の精算	<input type="checkbox"/> 振込先の預金通帳		
介護保険			介護保険に加入している方	<input type="checkbox"/> 被保険者証の返還 ※要介護認定を受けている方には「介護保険受給資格証明書」を交付しますので新住所地に提出してください。	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(その他、転出前の住所記載の介護保険関連証書)	<1階⑬> 介護保険課
障がい福祉			重度障がい者医療証を持っている方	<input type="checkbox"/> 資格喪失届、医療証の返還	<input type="checkbox"/> 重度障がい者医療証	<1階⑭> 市民福祉課
			特別児童扶養手当を受給している方	<input type="checkbox"/> 氏名住所変更届	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	<input type="checkbox"/> 住所変更届	<input type="checkbox"/> ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			障害福祉サービスを受けている方	<input type="checkbox"/> サービス変更手続き		
子ども関係			0歳から中学生までの子どもがいる方(子どもだけが転出する場合も含む)	<input type="checkbox"/> 児童手当受給事由消滅届 <input type="checkbox"/> 児童手当額改定届 <input type="checkbox"/> 児童手当の別居監護申立	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証等) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード	<1階⑪> こども支援課
				<input type="checkbox"/> 子ども医療証の返還・資格変更届	<input type="checkbox"/> 子ども医療証	
			ひとり親家庭等に該当する方	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の住所変更 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療証の返還・資格喪失届	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療証 ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			幼稚園・保育所・認定こども園に在籍している子どもがいる方	<input type="checkbox"/> 退所手続き	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑩> こども政策課
			妊娠している方又は乳幼児の子どもがいる方	※本市の「妊産婦・乳児一般健康診査受診券」「新生児聴覚検査受診券」及び「妊婦歯科健康診査受診券」は新住所地では使用できません。新住所地で手続きしてください。	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	健康増進課 (保健センター) 電話:472-2800 場所:黒田263-1
		小学生・中学生の子どもがいる方	<input type="checkbox"/> 転校手続き ※今までの学校で「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取り、転出先の学校へ提出してください。		<2階⑳> 教育総務課	

裏面に続きます→

その他		犬を飼っている方	※転出時は手続き不要。阪南市の「犬鑑札」を持って、新住所地で登録事項変更の手続きをしてください。		<1階⑨> 生活環境課
		浄化槽又は汲み取り便槽を利用している方	<input type="checkbox"/> 浄化槽休止・廃止届	※最終清掃について説明を受けてください。	
		今までのお住まいが空き家になる方	※詳しくは担当課へお問い合わせください。		<分館③> 都市整備課
		水道(及び下水道)の使用の中止	インターネットでお手続きが可能です (2次元バーコードからお申込みいただけます) ※希望日の3営業日前まで受付可能 ※詳しくは下記のところへお問い合わせください。 大阪広域水道企業団 阪南水道センター ☎072-470-2155		

他の市町村へ引越しされる方へ

転出届

新しい住所に住み始める14日前から受付しています。

【届出に必要なもの】

- マイナンバーカード又は通知カード(国外へ転出する方)

手続きチェックシート

転出

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所での手続きに際して本人確認をいたしますので、本人確認書類(原本)の提示をお願いします。

【1点で本人確認できるもの】

官公署が発行した顔写真付きの身分証明書(有効期間内のものに限る)(例:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など)

【確認に2点が必要なもの】

(例:健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、学生証など)

※代理人の方が手続きするときは

- ①代理人の方について本人確認をいたします。
- ②手続きできるかどうか、手続きの対象となる方の関係や委任状等により確認します。
- ③番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の個人番号をご提示していただきます。

阪南市役所

〒599-0292
大阪府阪南市尾崎町35番地の1

[代表電話番号]072-471-5678

[窓口開庁時間]午前8時45分から午後5時15分まで

(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)

関連する手続きについては内側をご覧ください